

意見内容等について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	政令（案）等の修正
1	断固反対します。	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
2	断固反対	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
3	災害時の自衛隊の活動には、感謝しかない一方で、今回の改正案は、現在の世界情勢を踏まえると軍拡を押し進めるための布石としか考えられず賛成できない。	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
4	反対 自衛隊になりたくて奨学金を借りるわけではないです。	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。 学資金の貸与の対象は、将来自衛隊で勤務しようとする意思のある方となります。	なし。

5	読んでみたがなぜ改正する必要があるのか理解できない。国民の税金から拠出されるのだから、もっと読んだ人がわかりやすい改正内容にした上で意見を募集すべき。わかりやすい改正内容に変更するまでは改正反対！	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。 頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	なし。
6	自衛隊法施行令の一部を改正する政令案に反対します。	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
7	反対	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
8	なぜ外国の資格を許可するのか？ 国防は日本国民自身で考え実行すべきもの。自衛隊に外国人をいれてはいけない。	自衛隊法第98条第1項の改正により、今後は外国の学校に在学する学生も学資金の貸与の対象とすることとなりました。 従来、貸費学生は日本国籍を有する者から選考しておりますが、今後もこれに変わりはなく、外国の学校に通う日本国籍を有する者を選考の対象とします。	なし。

9	奨学生を増やしやすくする案に反対です。 聞こえはいいですが借金です。 学生ローンと呼ぶべきです。	少子化による募集対象人口の減少という 厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確 保を図る必要があることから、自衛隊法施行 令の改正を行うこととしたものです。	なし。
10	外国人をこんな簡単に受け入れることは、大問題です。 日本を売国することと同じだと思います。	自衛隊法第98条第1項の改正により、今 後は外国の学校に在学する学生も学資金の 貸与の対象とすることとなりました。 従来、貸費学生は日本国籍を有する者から 選考しておりますが、今後もこれに変わり はなく、外国の学校に通う日本国籍を有する者 を選考の対象とします。	なし。
11	自衛隊法施行令の一部を改正する政令案に反対しま す。	少子化による募集対象人口の減少という 厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確 保を図る必要があることから、自衛隊法施行 令の改正を行うこととしたものです。	なし。
12	その他所要の規定整備とあるがその他の中身をはっき りとして欲しい。	今回の改正において、他の法令における 用語を参考に規定ぶりとして適切と考える 表現に規定を改めるものについて「その他 所要の規定の整備」とさせていただいてお ります。具体的な内容につきましては、新 旧対照表に記載したとおりです。	なし。
13	対象は日本国籍に限るようにするべきだと思います。	自衛隊法第98条第1項の改正により、今 後は外国の学校に在学する学生も学資金の 貸与の対象とすることとなりました。 従来、貸費学生は日本国籍を有する者から 選考しておりますが、今後もこれに変わり はなく、外国の学校に通う日本国籍を有する者 を選考の対象とします。	なし。

1 4	対象の学術および学問に関しては、改正せずに現行のままで良いと考えます。	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
1 5	日本人の人口減少が著しいなかで これ以上の負担を国民に押しつけないでほしいです	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
1 6	一応理由がついていますが、5/9 締め切りでたった一週間しか期間が設けられておりません。	今回の自衛隊法施行令の改正は、防衛省設置法等の一部を改正する法律案による自衛隊法の一部改正における同法第98条第1項の改正規定の施行日と同日に施行する必要があるため、これを考慮して意見提出期間を30日未満とさせていただきました。	なし。
1 7	パブコメの募集期間の延長を期待します。	今回の自衛隊法施行令の改正は、防衛省設置法等の一部を改正する法律案による自衛隊法の一部改正における同法第98条第1項の改正規定の施行日と同日に施行する必要があるため、これを考慮して意見提出期間を30日未満とさせていただきました。	なし。

1 8	外国の学校とはどのようなものを想定しているのか？ 学生を外国の国防に関わる意図に利用することはあってはならない。	自衛隊法第98条第1項の改正により、今後は外国の学校に在学する学生も学資金の貸与の対象とすることとなりました。 従来、貸費学生は日本国籍を有する者から選考しておりますが、今後もこれに変わりはなく、外国の学校に通う日本国籍を有する者を選考の対象とします。	なし。
1 9	自衛隊になるためにお金を借りる学生がいるのか疑問。 お金で釣られているような気がする。 現行のままで十分。	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
2 0	改正の必要無し	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
2 1	徴兵制復活反対	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。

2 2	いつも日本国の安寧を、日本国人の命と生命を守ってくださりありがとうございます。先程、自衛隊法施行令の一部を改正する政令について拝見しました。結論から申し上げますと、文句なしで同意いたします。特に、 (4) 学資金貸与願書への学長の推薦書の添付を不要とする。(第120条の3関係) (5) 学資金の貸与を行わない期間について要件を整理する。(第120条の8関係) (6) 学資金の貸与の廃止の要件を整理する。(第120条の9関係) 上記の内容は早期に進めるべきだと考えています。刻一刻と国防の環境は変わる中、自衛隊員を目指す日本国民の整備が疎かにならないようにすべきだと思います。どうか、迅速な実現を願います。	いただいたご意見は、本改正案に対する賛同意見とさせていただきます。	なし。
2 3	通常 30 日のパブリックコメントの期間が 1 週間と短く、その理由が「防衛省設置法等の一部を改正する法律案による自衛隊法の一部改正における同法第98条第1項の改正規定の施行日と同日に施行する必要があるため」というのには納得出来ないし、きちんと国民の意見を聞くべきである。本改正案には断固反対し、白紙撤回を求める。	今回の自衛隊法施行令の改正は、防衛省設置法等の一部を改正する法律案による自衛隊法の一部改正における同法第98条第1項の改正規定の施行日と同日に施行する必要があるため、これを考慮して意見提出期間を30日未満とさせていただきました。	なし。
2 4	この提案に断固反対します	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
2 5	自衛隊奨学生のみまで良い	いただいたご意見は、本改正案に対する賛同意見とさせていただきます。	なし。

2 6	奨学金制度そのものが学生に借金を背負わせる学生ローンに過ぎない。反対である。	少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。	なし。
2 7	第 103 条の 3 において 「願出」を「願い出」と改めるみたいですが、ここは「願出」のままで良いのではないかと思います。その方が法的な厳格な言い回しで格調が高いと思われます。意味は「願出」でも十分に現代的に通じますしね。(逆に「願い出」だと文が幼い印象になりかねます。)	御指摘の部分については、正確には第 1 2 0 条の 3 第 3 項となりますが、他の法令における用語も参考に、同項の規定ぶりとして適切と考える表現に改めることとしたものです。	なし。
2 8	自衛隊法施行令の一部とはどこを指しているのですか？ こういった意図をもって何を改正しようとしているのか誰にでも分かりやすく伝えて下さい。	今回の自衛隊法施行令の改正の対象は、自衛隊法施行令の第 1 2 0 条の 2 から第 1 2 0 条の 1 4 までです。 少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で、優秀な人材の早期確保を図る必要があることから、自衛隊法施行令の改正を行うこととしたものです。主に、学資金の貸与の対象となる学術の追加や、名称の変更を行います。	なし。